

訪 問 介 護  
介護予防・日常生活支援総合事業  
(第1号訪問事業)  
重要事項説明書

医療法人財団健康文化会  
あずさわヘルパーステーションえがお



## 訪問介護・日常生活支援総合事業（第1訪問事業） 重要事項説明書

<            年    月    日現在 >

### 1 当事業所の事業の目的と運営方針

当事業書は、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ日常生活を営むことができるようご利用者の立場に立ち、医療と福祉・介護の総合的な視点を持って訪問介護サービス（要介護）または介護予防、日常生活支援総合事業（要支援）サービスを提供いたします。また、医療や介護を必要とする方が必要な介護を適切に受けることができるよう、介護保険をはじめ社会保障をよりよくする立場で取り組んでいきます。

### 2 当法人の概要

法人名等	医療法人財団健康文化会 理事長 篠田 格	
所在地等	東京都板橋区小豆沢1丁目6番8号	電話 03-3966-7850 FAX03-3966-1162
当法人の事業所	指定居宅介護支援事業所	3 事業所
	指定訪問介護・指定生活支援総合事業	3 事業所
	指定訪問看護	1 事業所
	指定通所リハビリテーション	1 事業所
	指定介護老人保健施設	1 事業所

### 3 あずさわヘルパーステーションえがお

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	あずさわヘルパーステーションえがお
所在地	板橋区小豆沢 1-9-16
サービスの種類	訪問介護（事業者番号 1371911478） 板橋区 北区 生活支援総合事業（事業者番号 13A1900805）
サービス提供地域	板橋区小豆沢・蓮沼町・泉町・大原町・宮本町・清水町 前野町・東坂下・志村・北区西が丘・赤羽西5・6丁目 桐ヶ丘（地域以外の方でもご希望の方はご相談ください）

#### (2) 職員体制

	資 格	員数	業 務 内 容
管 理 者	介護福祉士	1 名	事業所の従事者及び業務の管理
サービス提供責任者 訪問事業責任者	介護福祉士 実務者研修修了者	1 名以上 (常勤換算 方法による)	介護計画の作成等 訪問介護のサービス調整 訪問介護員等に対する技術指導
従業者数	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者	常勤換算 2.5 名以上	訪問介護サービス
	生活援助員研修		生活援助サービス

(3) 営業日・営業時間

- 1 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、祝日 12月29日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 平日 9時～17時 土曜日 9時～12時

(4) サービス提供時間帯

	通常時間帯	早 朝	夜 間	深夜	備考
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00	
平日	○	ご相談	ご相談		
土・日・祭 日	ご相談	ご相談	ご相談		

※時間帯により料金が異なります。

4 サービス内容

訪問介護または介護予防・生活支援総合事業による訪問型サービスは、利用者のお宅を訪問し、行うサービスです。

(1) 身体介護（要介護の方）

食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換 等

(2) 生活援助（要介護の方）

買物、調理、清掃、洗濯 等

(3) 生活支援総合事業（要支援の方）

食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換、買物、調理、清掃、洗濯 等

\*サービスは、介護支援専門員等が作成するサービス計画書等に基づいて提供します。

\*当事業所は、第三者評価を実施しておりません。

5 利用料金

(1) 利用料

①介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金、介護保険法の支払い規定に従い契約書別紙のとおりになります（契約書別紙）。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

②生活支援総合事業訪問型サービスを利用する場合は、原則として、介護保険法の支払い規定に従い契約書別紙のとおりになります（契約書別紙）。

\*利用料金は、1ヶ月を最小の単位とした、月あたりとなります。

(2) 交通費

前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

利用者様のご都合での急なキャンセルは、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話 03-5915-6360）

①	ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
②	ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	1,000円※

※訪問介護、北区生活支援総合事業は1回あたりの訪問時間が30分以下の場合500円を頂きます。

※板橋区生活支援総合事業訪問型サービスをご利用の場合は、月単位の定額となりますので、キャンセルに関わらず、利用料金に変更はありません。

#### (4) その他

①お客さまの住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様のご負担になります。

#### ②料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、現金もしくは口座引き落としで15日以内にお支払ください。(口座引き落としは27日です。)

領収書は入金確認後発行いたします。

お支払方法は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

### 6 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当法人の職員がお伺いし契約を結び訪問介護契約作成と、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

##### ①ご利用者様(以下、利用者)の都合でサービスを終了する場合

利用者は当事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、病変や急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間の1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

##### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情がある場合、1か月間の予告期間において理由を示した文書を利用者に通知することにより、契約を解約することができます。その場合、事業者は当該地域の他の事業者に関する情報を利用者に提供します。

③次の事由に該当した場合、利用者は当事業所に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- i 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ii 事業者が守秘義務に違反した場合
- iii 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- iv 事業者が閉鎖せざるを得ない場合

④次の事由に該当した場合、当事業所は利用者に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- i 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合
- ii 事業者は、利用者またはその家族が当事業所や訪問介護員等に対して、わいせつな言動や盗撮等によるセクシャルハラスメント行為や暴力・暴言行為を行う等のほか、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

⑤次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- i 利用者が介護保険施設等へ入所した場合

ii 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

iii 利用者が死亡した場合

## 7 緊急時対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する訪問介護および生活支援総合事業のサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに区市町村・家族・居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(3) 事業者は事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 9 守秘義務

(1) 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後、退職後も同様です。

(2) 事業者は、利用者から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 事業者は、利用者から予め文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 10 サービス内容に関する苦情・相談

(1) 当事業所相談・苦情担当 管理者 沖 久美子

電話 03-5915-6360 FAX03-5915-6360

(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00)

(2) 苦情対応の流れ

苦情受付→対応者が記録→管理者・サービス提供責任者に報告→当該ヘルパー

管理者・サービス提供責任者が事実の調査と対応方法を検討→苦情連絡者・利用者への説明→事業所全体に周知し再発を予防する

(3) その他

当事業所以外に区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

板橋区介護保険苦情相談室 電話 03-3579-2079

北区介護保険課 電話 03-3908-1286

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

11 健康文化会「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、虐待防止のための措置を講じます。

12 健康文化会「業務継続計画」に基づき、自然災害や感染症が発生した場合にサービス提供を継続し  
或いは一時中断しても可及的速やかに事業活動を復旧できるように努めます。

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）の提供開始にあたり、利用者に対して、重要事項説明書に基づいて説明を行い、交付しました。

年 月 日

名 称 あずさわヘルパーステーションえがお ⑩  
所 在 地 東京都板橋区小豆沢 1-9-16 2階  
電 話 03-5915-6360

説明者 ⑩

私は、事業所から重要事項の説明を受け内容に同意し、交付を受けました。

利用者 住 所  
氏 名 ⑩

署名代行人（代理人/家族）  
住 所  
氏 名 ⑩  
続 柄

